

## ○社会福祉法人が行う事業

**Q**

社会福祉法人が行う事業についてはどのようなものがありますか。また、行える事業の範囲について限界はありますか。

**A**

社会福祉事業には第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業があり、その他に公益事業および収益事業があります。

### 解説

#### 1 社会福祉事業

社会福祉法人の行う事業は、社会福祉法2条他で定められており、社会福祉法人は必ずこれらの施設を経営する事業またはこれらの事業を行うことが必要条件となります。

この社会福祉事業は、概ね各種の長期間の入所施設の設置および経営を伴う事業である第一種社会福祉事業とその他の第二種社会福祉事業とに分けられています。その種類は次のとおりです。

(社会福祉2②③、生活保護38、母福17・31の7・33・39、障害者総合支援法79・83・附則41・附則48・附則58)

規定他	第一種社会福祉事業	第二種社会福祉事業
生活保護法関係	救護施設・更生施設・その他生計困難者を無料または低額	生計困難者に対して生活必需品等を与える事業・生計困難者に対して生活に関する

	な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設 生計困難者に対して助葬を行う事業	る相談に応ずる事業
児童福祉法関係	乳児院・母子生活支援施設・児童養護施設・障害児入所施設・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設	障害児通所支援事業・障害児相談支援事業・児童自立生活援助事業・放課後児童健全育成事業・子育て短期支援事業・乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業・地域子育て支援拠点事業・一時預かり事業・小規模住居型児童養育事業 助産施設・保育所・児童厚生施設・児童家庭支援センター 児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
母子及び父子並びに寡婦福祉法関係	母子・父子福祉施設	母子家庭日常生活支援事業・父子家庭日常生活支援事業・寡婦日常生活支援事業
老人福祉法関係	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム	老人居宅介護等事業・老人デイサービス事業・老人短期入所事業・小規模多機能型居宅介護事業・認知症対応型老人共同生活援助事業・複合型サービス福祉事業 老人デイサービスセンタ

		一・老人短期入所施設・老人福祉センター・老人介護支援センター
障害者総合支援法関係	障害者支援施設	障害福祉サービス事業・一般相談支援事業・特定相談支援事業・移動支援事業 地域活動支援センター・福祉ホーム
身体障害者福祉法関係		身体障害者生活訓練等事業・手話通訳事業・介助犬訓練事業・聴導犬訓練事業 身体障害者福祉センター・補装具製作施設・盲導犬訓練施設・視聴覚障害者情報提供施設 身体障害者の更生相談に応ずる事業
知的障害者福祉法関係		知的障害者の更生相談に応ずる事業
売春防止法関係	婦人保護施設	
その他	授産施設 生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業	生計困難者のために（に対して）、無料又は低額な料金（費用）で、簡易住宅を貸し付ける事業・宿泊所等を利用させる事業・診療を行う事業・介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業・隣保事

		業・福祉サービス利用援助事業・社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業
--	--	--------------------------------------

(注) 表中に「〇〇施設／センター等」とあるのは「〇〇施設／センター等を経営する事業」と読み替えます。

これらに加えて公益事業および収益事業を行うこともできます。

## 2 公益事業

公益事業は、社会福祉事業に対してあくまで従の位置付けにあり、その円滑な遂行を妨げるものであってはならない必要があります。例としては、ケアプランの作成などを行う居宅介護支援事業などは、公益事業にあたります。

また、公益事業から収益を生じた場合でも自由に処分することはできず、社会福祉事業または収益事業に充当する必要があります。

## 3 収益事業

収益事業は、社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるものであってはならず、社会福祉事業に対して従の地位にある必要があります。また、収益事業の規模について社会福祉事業の規模を超えない範囲に抑えることが必要です。

### 参考法令等

- 社会福祉法  
2条（定義）
- 生活保護法  
38条（種類）

## ○母子及び父子並びに寡婦福祉法

17条（母子家庭日常生活支援事業）

31条の7（父子家庭日常生活支援事業）

33条（寡婦日常生活支援事業）

39条（施設の種類）

## ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

79条（事業の開始等）

83条（施設の設置等）

附則41条〔身体障害者福祉関係の経過措置〕

附則48条〔精神障害者福祉関係の経過措置〕

附則58条〔知的障害者福祉関係の経過措置〕

## ○社会福祉法人審査基準（平12・12・1障890・社援2618老発794・児発908）

## 第5 設立登記

### ○社会福祉法人の登記事項

**Q**

社会福祉法人の登記事項には、どのようなものがあるのでしょうか。

**A**

社会福祉法人の登記事項は、①名称、②事務所の所在場所、③目的および業務、④資産の総額、⑤代表権を有する者の氏名、住所および資格、⑥代表権の範囲または制限に関する定めがあるときはその定め、⑦定款をもって存立時期または解散事由を定めたときは、その時期または事由です。

福祉法人  
税務七

#### 解説

#### 登記事項

社会福祉法人の設立、変更等の実体上の根拠法令は社会福祉法であり、登記手続は組合等登記令、法人登記規則に定められています。

社会福祉法人について、登記すべき事項は次のとおりです（組登令2・別表）。

#### (1) 名称

社会福祉法人でないものは、社会福祉法人またはこれにまぎらわしい文字を用いてはならない（社会福祉23）とされているので、社会福祉法人の名称中には、社会福祉法人という文字を使います。平成14年11月1日から名称中にローマ字・アラビア数字・符号を

使うことができるようになりました（例えば、社会福祉法人A & B21）（平14・7・31法令47）。また、株式会社と異なり、同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止（商登27）の規定は準用されませんが、既存の社会福祉法人と全く同一名称で、かつ同一事務所の登記申請は受理されませんので（昭40・1・13民事甲80民事局長回答）事前に調査をする必要があります。

## (2) 事務所の所在場所

社会福祉法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとされており（社会福祉27）、法人の事務を執行し、活動の中心となる場所とされています。定款の記載事項としての「事務所の所在地」は、最小行政区画までを定めれば足りませんが、登記事項としての「主たる事務所」は、実際に設置される所在場所（所在地番）まで具体的に記載します。したがって、定款に所在場所の記載がないときは、理事会などで決定します。都道府県名は、①政令指定都市（自治252の19①）または②都道府県名と同一名称の市については、記載を省略することができます（昭32・12・24民事甲2419民事局長回答）。

また、主たる事務所以外に事務を執行する場所を設けたときは、従たる事務所として登記が必要です。

## (3) 目的および業務

定款に定められた目的を登記します。社会福祉事業の種類や内容、また公益事業および収益事業を行う場合には、その事業の種類や内容を具体的に記載する必要があります（社会福祉26）。

## (4) 資産の総額

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うのに必要な資産を備えなければなりません（社会福祉25）。ここでいう資産とは基本財産をい

い、これは積極財産から消極財産を差し引いた純資産をいいます（昭39・8・15民事甲2860民事局長回答）。したがって、負債は含まれません。

(5) 代表権を有する者の氏名、住所および資格

代表権を有する者とは、社会福祉法人の業務についてその法人を代表する理事全員をいいます。社会福祉法人には、3人以上の理事を置くことが必要とされています(社会福祉36)。理事は社会福祉法人を代表し、各自代表となります(社会福祉38)から、登記事項とされるのは理事全員の氏名、住所および資格となります。

(6) 代表権の範囲または制限に関する定めがあるときはその定め

理事の代表権は、定款によってこれを制限することができます(社会福祉38)ので、その制限規定を設けた場合(例えば、理事長、共同代表)には、これを登記しなければ、その制限をしたことをもって第三者に対抗することができないこととなります。

(7) 定款をもって存続期間または解散事由を定めたときは、その期間または事由

社会福祉法人は、法定解散事由によって解散することになりますが、このほか定款に定めた特別の解散事由によっても解散することとなります(社会福祉46①)。したがって、定款によって解散事由を定めた場合には、これを登記することが必要とされます。

**参考法令等**

○社会福祉法

23条(名称)

25条(要件)

26条(公益事業及び収益事業)

27条(住所)



36条（役員の定数、任期、選任及び欠格）

38条（理事の代表権）

46条（解散事由）

○商業登記法

27条（同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）

○組合等登記令

2条（設立の登記）

別表

○地方自治法

252条の19（指定都市の権能）

## 第6 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

### ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

**Q**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）について簡単に説明してください。

**A**

障害者総合支援法は、平成23年8月5日の障害者基本法改正を踏まえ、障害者自立支援法の目的が見直され基本理念を創設して、平成25年4月1日をもって同法が改正されたものです。この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害者および障害児（以下「障害者等」といいます。）の福祉に関する法律と相まって、障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としたものです。

**解説****1 障害者総合支援法のポイント****(1) 平成25年4月1日施行****ア 基本理念の創設**

障害者等の日常生活または社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保および地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを障害者総合支援法の基本理念とし、新たに掲げられました。

**イ 障害者の範囲の拡大**

障害者総合支援法による支援の対象に新たに難病等が加えられ、難病患者等で病状の変動などにより身体障害者手帳の取得ができないが一定の障害がある者も障害福祉サービスを利用することができるようになりました。難病患者等とは、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者をいい、対象は130疾患あります。障害者の範囲は次のとおりとなりました。

- ① 身体障害者
- ② 知的障害者のうち18歳以上である者
- ③ 精神障害者（発達障害者を含み知的障害者を除く。）（以下「精神障害者」といいます。）のうち18歳以上である者
- ④ 難病患者等のうち18歳以上である者

**ウ 地域生活支援事業の追加**

地域社会における共生を実現するため、社会的障壁の除去に資するよう、市町村および都道府県が実施する地域生活支援事

業の必須事業が追加されました。

- (ア) 市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業の追加  
地域生活支援事業に、次の事業が追加されました。
- ① 障害者等に対する理解を深めるための研修および啓発を行う事業
  - ② 障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業
  - ③ 成年後見制度の利用に要する費用を支給する事業
  - ④ 成年後見制度における法人後見の活動を支援するための研修等を行う事業
  - ⑤ 手話奉仕員の養成を行う事業
- (イ) 都道府県が実施する地域生活支援事業の必須事業の追加  
地域生活支援事業に、次の事業が追加されました。
- ① 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成および派遣を行う事業
  - ② 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整を行う事業

#### エ サービス基盤の計画的整備

##### (ア) 基本指針の見直し整備

基本指針とは、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス等の基本的な指針をいいます。基本指針には、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標が追加され、基本指針の案を作成または変更する際は、障害者等およびその家族等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることになりました。また、障害者等の生活の実態等を勘案して、必要があると認めるときは、基本方針を変更するものとしました。

##### (イ) 市町村障害福祉計画の見直し整備

市町村障害福祉計画とは、市町村が基本指針に即して定める、障害福祉サービス等の提供体制の確保等に関する計画を

いいます。市町村障害福祉計画に定める事項に障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標が追加され、市町村障害福祉計画は障害者等の心身の状況およびその置かれている環境等を正確に把握し勘案して作成するよう努めるものとされました。また、協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定めまたは変更しようする際は、あらかじめ協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされました。市町村障害福祉計画に定める事項は次のとおりです。

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ② 各年度の指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み
- ③ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- ④ 各年度の指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- ⑤ 各年度の指定障害福祉サービス等および地域生活支援事業の提供確保に係る医療機関その他関係機関との連携に関する事項

(ウ) 都道府県障害福祉計画の見直し整備

都道府県障害福祉計画とは、都道府県が基本指針に即して広域的な見地から定める、障害福祉サービス等の提供体制の確保等に関する計画をいいます。都道府県障害福祉計画に定める事項に障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標が追加されました。また、協議会を設置したときは、計画を定めまたは変更しようとする際は、あらかじめ協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされました。都道府県障害福祉計画に定める事項は次のとおりです。

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項

## る事項

- ② 各都道府県が定める区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み
- ③ 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
- ④ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- ⑤ 各都道府県が定める区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- ⑥ 各都道府県が定める区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス等に従事する者の確保または資質の向上のために講ずる措置に関する事項
- ⑦ 指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項
- ⑧ 各都道府県が定める区域ごとの指定障害福祉サービス等の提供確保に係る医療機関その他関係機関との連携に関する事項

## (エ) 協議会の設置

協議会とは、市町村または都道府県が障害者等への支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体ならびに障害者等およびその家族ならびに障害者等の福祉、医療、教育または雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」といいます。）により構成される組織をいいます。市町村または都道府県は、協議会を設置するよう努めなければならないとされました。なお、協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとされました。

## (2) 平成26年4月1日施行

## ア 障害程度区分から障害支援区分への改正

障害者自立支援法で障害者等に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障害者等の心身の状態を総合的に示すものとしていた障害程度区分は、知的障害者や精神障害者等について、コンピューターによる一次判定で低く判定される傾向があり、市町村審査会による二次判定で引き上げられている割合が高く、障害の状態を適切に反映できていないのではないかとの指摘がなされていました。これを踏まえ、障害者総合支援法は、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして障害支援区分に改正しました。

障害支援区分の認定調査項目も見直しが行われ、特に、知的障害、精神障害や発達障害の特性をより反映するため、新規6項目（健康・栄養管理、危険の認識、読み書き、感覚過敏・感覚鈍麻、集団への不適応、多飲水・過飲水）を追加し、評価が重複する14項目を7項目（衣服の着脱、入浴、調理、コミュニケーション、説明の理解、被害的・拒否的、大声・奇声を出す）に統合し、25項目（飲水、洗顔、整髪、爪切り等）を削除して、80項目としました。新たなコンピューター判定式は、認定調査項目に対する医師意見書から申請者の心身の状態等を確認し、申請者と同じ状態にある障害者の二次判定結果を抽出し、抽出された認定データのうち最も確率の高い二次判定結果を障害支援区分の一次判定結果とする仕組みです。

## イ 障害者に対する支援の拡大①（重度訪問介護の対象）

障害者自立支援法での支援の対象は重度の肢体不自由者で常

時介護を要する者に限られていましたが、障害者総合支援法はこれを重度の肢体不自由者または重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する者としてしました。

ウ 障害者に対する支援の拡大②（共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化）

障害者の高齢化および重度化を背景として、介護が必要な障害者のグループホームの新規入居や、グループホーム入居後に介護が必要となるケースの増加が見込まれ、共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるように共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に統合しました。

エ 障害者等に対する支援の拡大③（地域移行支援の対象）

地域移行支援とは、地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする障害者または精神障害者に住宅の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の必要な支援をいいます。支援の対象者は次のとおりです。

- ① 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設もしくは病院に入所している障害者等
- ② 精神病院（精神病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）に入院している精神障害者
- ③ 救護施設もしくは更生施設に入所している障害者
- ④ 刑事施設、少年院もしくは更生保護施設に収容されている障害者
- ⑤ 保護観察所に設置もしくは併設された宿泊施設もしくは更生緊急保護として利用させる宿泊施設に宿泊している障害者



## 2 障害者総合支援法の障害福祉サービス等の構成

障害者総合支援法の障害福祉サービス等は自立支援給付と地域生活支援事業から構成されます。自立支援給付は以下の体系となります。なお、障害児は、児童福祉法の障害児通所支援、障害児入所支援および障害児相談支援も受けられます。

- (1) 介護給付
- (2) 訓練等給付
- (3) 相談支援給付
- (4) 自立支援医療
- (5) 補装具費

なお、自立支援給付のサービスの内容については後掲設問「自立支援給付」を、地域生活支援事業の内容は後掲設問「地域生活支援事業」を参照してください。

### 参考法令等

- 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律
  - 1条（障害者自立支援法の一部改正）
  - 附則1条（施行期日）
- 障害者基本法
  - 1条（目的）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
  - 1条（目的）
  - 1条の2（基本理念）
  - 4条（定義）
  - 5条
  - 21条（障害支援区分の認定）
  - 77条（市町村の地域生活支援事業）
  - 78条（都道府県の地域生活支援事業）

- 87条（基本指針）
- 88条（市町村障害福祉計画）
- 89条（都道府県障害福祉計画）
- 89条の3（協議会の設置）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令
  - 1条（法第4条第1項の政令で定める特殊の疾病）
- 別表
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則
  - 1条（法第5条第1項に規定する厚生労働省令で定める施設）
  - 1条の4（法第5条第3項に規定する厚生労働省令で定めるもの）
  - 2条の3（法第5条第6項に規定する厚生労働省令で定める施設）
  - 6条の11の2（法第5条第18項に規定する厚生労働省令で定めるもの）
  - 6条の12（法第5条第18項に規定する厚生労働省令で定める便宜）
- 児童福祉法
  - 4条2項〔障害児〕
  - 6条の2の2〔障害児通所支援等〕
  - 7条〔児童福祉施設等〕
- 身体障害者福祉法
  - 4条（身体障害者）
- 知的障害者福祉法
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
  - 5条（定義）
- 発達障害者支援法
  - 2条（定義）
- 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法
  - 11条（業務の範囲）
- 生活保護法
  - 38条（種類）
- 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律
  - 3条（刑事施設）
- 少年院法
  - 1条〔少年院〕

- 更生保護事業法
  - 2条（定義）
- 法務省設置法
  - 15条（設置）
- 更生保護法
  - 62条（応急の救護）
  - 85条（更生緊急保護）
- 障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平18・6・26厚労告395）  
（この項で「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス等の基本的な指針」といいます。）
- 地域生活支援事業の実施について（平18・8・1障発0801002）別紙1